季刊発行 定価800円/年間購読料3,000円(税込み・〒共) 1995/4/30発行

Citizens Network Against National ID Numbers (CNN)



国民背番号問題検討市民ネットワー ク(CNN) プライバシ ・インタ ナショナル ジャパン(PIJ)

> 導入する方針を明らかにした。 住民基本台帳を基にした国民総背番号制を 範な個人情報の国家 一元管理をねらい. この方針は、 三月一日、 私 たちは個 自治省は、

人情

報 の 国 家

元管理やデー

タ

監視社会を望んでい

ない

あらゆる市民の広

に

が練り上げたプランに沿ったものである。 とめたものを受けて発表された。 る腹づもりでいる。 しかも、一九九八年をめどに実際に導入す 役人とその手のうちにある協力者グループ 早川光郎東大教授) 機関である「住民記録システムのネットワ クの構築等に関する研究会」(座長・小 自治省行政局長の私的諮問 が、 中間報告としてま つまり、

治家の多くがまったく行政追従となってし いる現実がある。 まっており、 いうほかない。 あり、役人とその協力者による、暴挙。 まさに、寝耳に水、 人をコントロー ルする力を失ってしまって こうした暴挙がまかり通る背景には、 この方針の発表は、 立法府である国会が行政・役 また、 0 大多数の市民にとり、 まったく国民不在で 行政の暴走や立法 ع 政

> 十分に育っていないことも原因といえよう。 べき非政府団体 (NGO)が、わが国では 府の無力化に歯止めをかける役割を果たす

ワーク化され、各市民の個人情報は背番号 っている。センターと各自治体とはネット なっている。また各人に番号カードを交付 墨゛のような十ケタの番号を付けることに で一元管理されることになる。 ンピュー タセンター で管理する仕組みにな 礎情報を自治省に新たに設けられる中央コ し、氏名、住所、 人に、一生涯消すことのできない、入れ 自治省のプランでは、私たち市民ひとり 性別、 生年月日などの基

用させようとしている。 想定されている。また、 この背番号は幅広い行政分野での利用が 民間でも自由に利

管理することになる。 保有する市民の情報を各人の背番号を使い 自らの背番号の提示が求められることにな この結果、私たちは、あらゆる生活面で 背番号なしには生活ができなくなる。 行政、民間機関は、 デー タベー スに

自治省中間報告特集

市民団体を支える法人制度 自治省の中間報告 (要旨) 自治省の共通番号構想を読んで 自治省中間報告に対する見解

民間非営利法人法案要綱 税制を考える

では済まされない。 いことをしていなければ恐れるに足らずス たちの人権にとり非常に危険である。゛ にアクセスすることが可能となる。しかし、 個人情報に、このマスターキーを使い瞬時 である。官民の各種データベースにある つけた背番号はマスターキーのようなもの むところである。 行政・役人にとり市民に こうしたシステムの完成を許すことは、 こうした状況こそ、 まさに行政・ 役 人の 私 悪

視社会などはまっぴらである。 力者が考える国民背番号を使ったデー など望んでいない。 自治省の役人やその協 私たちは、プライバシーの国家一元管 · タ 監 理

ないか。 ζ 協力者の考える国民背番号導入プランにつ を残さないためにも、 精神的に自由な社会を守り、将来に禍根 徹底した国民的な議論を急ごうでは 自治省の役人やその

導入プランに絶対に反対である。 代 表 石 村 耕 治

I

ŭ

自治省の国民総背番号制

国民総背番号制導入案 (中間報告) に対する見解 治省の住民基本台帳番号方式による

プライバシー・インターナショナル・ジャパン (PIJ) わが国のプライバシー 環境破壊の阻止に向けて 九九五年三月二七日 運営委員会承認

る「国民背総番号制」導入をねらい 象とした統一的な番号制度」、いわゆ 号を基礎とした「すべての住民を対 東京大学教授)は、住民基本台帳番 記録システムのネットワー クの構築 とした中間報告を発表した。 に関する研究会」(座長・小早川光郎 年三月一日、 の私的諮問機関である「住民 自治省行政局長

安 易 な私 的研究 報 告 が

国民に重大な挑

政官僚とその手のうちにある協力者 あるという点である。つまり、一行 私的諮問機関がまとめあげたもので グループが練り上げたプランであると 治省行政局長という一官僚が設けた この中間報告の最大の特徴は、 自

この中間報告が現実のものになる

成員 (議員) に対しては、

自らが国

政の暴走を黙認している立法府の構

を表さなければならない。こうした行 を失っていることに対し、遺憾の意 ある国会がまったくコントロール機能 針の策定・発表について、立法府で 権に対し重大な影響を及ぼす政策方 表された。 に多大な影響を及ぼすものである。 が、一元的に国家管理されることに より、私たち国民の広範な個人情報 の協力者の手で作成され、唐突に発 での議論もなしに、一行政官僚とそ のコンセンサスや立法府である国会 にもかかわらず、中間報告は、 ち国民のプライバシー、 精神的自由 なる。つまり、この仕組みは、私た とすれば、国民背総番号の仕組みに 国民

めざす、 年) 六月に最終報告をまとめ、一九 ちは異議を唱えなければならない。 九八年 (平成十年)度に制度導入を レスコメントでは、今年(一九九五 定・発表に対し、まずもって、 方的にかつ不透明な政策方針の策 このような、国民不在でしかも一 また、この中間報告発表の際のプ と言明している。 しかし、 私た

> 想で、自治省のコンピュー タなどが ばならない。この国民総背番号制構 ある。このような暴挙は、その情報 かも、たった四回の会合でこのよう 研究会が、発足後わずか七ヶ月、し な挑戦といわなければならない。 主体たる国民の参政権に対する重大 管理の対象とする情報主体は国民で に至っては、言語道断といわなけれ さらにその実施時期にまで言及する な重大なデータ政策の方針を決め、 公僕たる一行政官僚が主導する私的

> > るといいたい。 ったく欠けている。中間報告がめざ 視社会』の構築など、まっぴらであ す。国民総背番号制によるデータ監 ものにしていくかといった視点がま 民の精神的自由を、いかに充実した の国家一元管理』など望んでいな 中間報告には、 生活者である国

九九八年、私たちは 番 生涯消すことのできな 号を付けられる?

けられる中央コンピュー タセンター 年月日の四情報を自治省に新たに設 っている。また、各人に番号カード うな10ケタの番号を付けることにな 化され、各市民の個人情報は各人の ンターと各自治体とはネットワーク で管理する仕組みになっている。セ を交付し、氏名、住所、性別及び生 消すことのできない、入れ墨゛のよ をもとに、私たち一人一人に一生涯 背番号で一元管理されることになる。 中間報告によると、住民基本台帳

また、こうした国民のプライバシー

覚を促したい。 民の代表者であることについて強く自

ほとんどの国民は、゛プライバシ

国家一元管理を望んでいない

民はプライバシーの

番号の自由な民 人情報の商品化につながる 間]利用 は

ち、いくつかをとり上げて検討して 数多くの問題点がある。それらのう 中間報告に盛られた番号制度には

提とした仕組みである、という点で 幅広い行政分野での多目的利用を前 自発的)な利用を禁じていない点で る。また、番号の民間での自由 たとえば、一つは、この背番号が

することが可能となる。 利用により個人情報が効率的に収集 く収集されている個人情報を入手 ベース化された形で官民にわたり広 ターキー"のように利用し、データ のもとにあっては、番号の無制約な 十分に育っていない。 こうした土壌 シーを尊重しようという国民意識は 考え方にならされ、いまだプライバ わが国では国民が久しく集団主義の データベースを構築することになる。 機関が、この番号を利用して各種の すれば、企業や学校など多くの民間 濫用。されることは目に見えている。 れるとともに、、商品化、され、 民間での番号の自由な利用を放任 来からの゛ また、行政は、この番号を、マス 権力監視; その結果、 に代わる

> 多発することは目に見えている。 うに番号を使った個人情報の濫用が となり、アメリカなどで見られるよ が国民をコントロールすることが可能 データ監視』の方法により、行政

的) な番号の利用は法律で厳禁しな が求められることになる。 制限を行おうとしても、多大な努力 ダのように、後になって番号の利用 ければ大変なことになる。またカナ このように、民間での自由(自発

カ I ドの発行は

番号の目的外利用と 携行の義務化を招

発行を想定している。区カードでは プランは非常に問題が多い。 のと思われるが、いずれにしろこの なく、磁気カードを想定しているも 方、中間報告では番号カードの

という。 を、意図的に使っているためである よると、紛失したときに悪用されな 社会保障庁 (SSA) の職員の説明に いように、むしろ腐食しやすい素材 は腐食するペーパー である。 これは アメリカの社会保障番号 (SSN)

的外利用の防止とともに、国民D証 行はしていない。これは、 番号 (TFN) についてはカードの発 また、 オーストラリアは、 番号の目 納税者

> はならないといえる。 ぐためである。 わが国でも、『内国人 化などの方向に進むことを防ぐため 登録証』としての利用・携行の義務 にも、カードの発行は絶対に認めて 国民登録証) 化・携行の義務化を防

題が含まれている。 けでも、この中間報告には多くの問 このように、断片的に点検しただ

中 ・間報告には個 保護の具体策はない 1人情

次元の低い内容のものである。 を適正に行う」とか言うものの、 必要がある」とか、「個人情報の保護 導入にあたっては住民の理解を得る つ具体策が示されていない。 はじめに番号制ありき』といった 中間報告では、国民総背番号制の 何

情報・プライバシー基本法 (仮称) 制 定こそ最優先の課題

称)を制定する必要がある。 プライバシー に関する基本方針ない しは情報・プライバシー基本法 (仮 論じる前に、政府自らが国の情報・ の財産゛であること、 こうした国民総背番号制の導入を 個人の財産、であること、 行政情報は、 個人情報は 国民

> づくことなど、を中核とすればよい。 障の見地からこれを禁止すること、 ド番号は、憲法十三条など自由権保 のは苦情申立権を保障されること、 報・プライバシー 権を侵害されたも 多目的利用を前提とした統一コー 行政データベー スの設置は法律に基

P - 」はプライバシー 環境の Ρ 包 ı 行うよう 括 紙 J 的検討を国 撤 は 中 回 間 を 報 求 求 告 め め 会で ത る

が反映されるためにも、立法府であ 活者である私たち国民の広範な意見 整備などを含む包括的な検討を、生の是非、情報・プライバシー環境の 私的グループの発表した中間報告の る国会で行うように求める。 白紙撤回を求める。同時に、番号制 壊"につながる、自治省行政局長 社会化゛、゛プライバシー環境の 私たちは、 わが国の゛データ監視 の 破

極的に協力したいと切に望んでいる。 立法府における検討にあたっては、積 非政府団体)である私たちPIJは、 プライバシー を守るためのNGO

٥

付番し、

各種の行政機関及び

を国内に居住する個人全員に 帳を基礎にした「共通番号」

番号制の実現を求めている。

こうとの、

いわゆる国民総背

民間機関で自由に利用してい

号制度を設けることを検討する必要 べての住民を対象とした統一的な番 的確・効率的に個人を識別でき、す

行政の高度情報化の進展に伴い、

とした番号制度について

がある。

住民に関する記録を正確かつ統一的

このような統一的な番号制度は、



自治省 住民記録システムのネッ 関する研究会 (座長

中間報告(要旨)

東京大学法学部教授

小早川光郎

トワー

クの

構築等に

の中間報告要旨を原文のまま 自治省行政局長の私的研究会 本年三月一日に発表された、 この中間報告は、住民基本台 原文は横書き)掲載する。 回はData-0005として 台帳制度の目的に合致し、これから 政の合理化に資するという住民基本 とともに、国及び地方公共団体の行 適当であり。住民の利便を増進する 本台帳を基として構築されることが に行うために設けられている住民基

るものと考えられる。 住 民 基 本台 帳

の行政の高度情報化の基盤整備とな

2

号 制 度 の 概 要

センター 等に集めてチェックを 行うこと 月日の4情報を番号とともに、 に、氏名、住所、性別及び生年 て付されること 重複しない番号であること 付番の正確性を確保するため 市町村によって、住民に対し 生涯を通じて一つの全国的に

1

住民基本台帳を基礎

理・行政サービスが行われるこ 適切な保護措置が行われること 番号に基づいて各種の事務処 番号に係る情報については、

> 他の行政分野へ番号に係る情報 て、センター等を窓口として、 の提供が行われること 慮した上、必要な範囲内におい プライバシー の保護に十分に配 とが予定されること。 市町村から住民基本台帳番号 その際

ード」という。)が、番号の告知 のために住民に交付されること。 に関するカード(以下「番号カ

住民基本台帳番号制 のためのネットワーク 度

システムについて

3

中間には都道府県レベルのセンター ぶネットワークの構築が必要であり、 理のために、市町村とセンター を結 も必要と考えられる。 ても構築することとなる。 番号に係る情報の提供の窓口とし センター は、同時に、住民基本台 |重付番のチェックなど番号の管

4 住民基本台帳番号制 の活用方策について 度

なっ た場合のバック・アップとして 住民基本台帳システムが稼働しなく であり、センターは、災害等により た高度な人口統計等の作成等が可能 も機能することが可能である。 ネットワー クのセンター を活用

である。 を様々な分野で活用することが可能 基盤となる。 た、行政の高度情報化施策の導入の 広域化を行うことが可能である。 ま な行政サービスの効率化、 住民基本台帳番号を活用して様々 更に、番号カード自体 高度化、

5 住民基本台帳番号制 の導入のための問題点 度

な点を中心として更に検討を行う必要 シー の保護の問題等を含め、次のよう 特に懸念される番号に係るプライバ

ての保護対策 などの法的措置の在り方 センターの保有する情報につい 住民基本台帳制度上の位置付け

り方 号に関する情報の提供の手続、 センター からの住民基本台帳番 在

能分担の在り方 基本台帳法での保護措置と個別 の行政分野での保護措置との機 個人情報の保護に関する住

利用への対応の在り方 番号カードの偽造・悪用への 民間での住民基本台帳番号の

ま め

住民基本台帳番号制度の導入は、

6

盤整備としての意味を持つものと考え あるが、これからの行政の高度化の基 の問題など、なお、整理すべき課題が 題、ネットワークのセンター等の性格 のデータの管理や個人情報の保護の問 したがって、速やかに残された問題

中間報告(本文)の(別紙)

番 番号と4情報のデー 号 夕収集 認

ネットワークのイメージ センター ネットワ 県 都道府県セン 市 村 住民基本台帳用データ

が進められることが期待される。

点の検討を行うことが必要である。

また、その早期の導入に向けて作業

番号カードのイメージ

町



氏 名 等 の 確

藤 治 彦 (NTTデータ通信第三公

情報調査部長)

加

石

橋孝

雄

(地方自治情報センター

住民記録システムのネットワークの

構築等に関する研究会委員名簿

共システム事業部行政

システム企画開発部長)

鐘ケ江真知恵 (東京都中央区区民 治夫 (静岡県 課長) 浜 松 市 企 画

金 子

古

農

文雄

(日本経営協

会コンサ

ルタント)

課長)

小 早 Ш 光郎 (東京大学法学部教授)

柴田啓次(千葉経済大学経済学部 教授)

木康夫 (千葉大学教養部助教授) 谷 部恭男(東京大学法学部

長 鈴

忠恒 (早稲田大学法学部教授)

水野

松浦正敬(自治省振興課長)折笠竹千代(自治省市町村税課長)川村仁弘(自治省行政課長)堀内和成(自治省情報管理室長)

計 14 名 は座長

治 省 の 共 通 番 号 構 想 読 h で を

P-Jがやらなければ な らないこと 大津市 ンピュー 夕時代に対 北 村 勝

則

でいる。 電子化が急速に進ん 応して、行政事務の

税総合管理) システムの試行に の導入を前提にしたKSK(国 省・国税庁は、一九九四年の十 針を明らかにした。一方、大蔵 個人番号 = 国民背番号を使う方 のデータベースに一生涯不変の 台帳番号」構想を発表し、 元管理をめざし、納税者番号制 月から、すべての税務情報の一 の利用を前提にした「住民基本 自治省は全行政機関や民間で 官民

点である。 付けその情報を管理するという 日本国内に居住するすべての個 人あるいは全納税者に、番号を この両者に共通する問題点は、

考えてみた。 ステムに対しどのようなアプロ チをするべきかを、 PIJは、これらの構想やシ 私なりに

> があるものと思われる。つまり、 すすめようとしている「番号制」に対 番号の一元化構想などが発表され論議 だろうか。 を増やしたいというのが本音ではない のことなど考えず、自分の、縄張り、 シアティブをとりたい、というねらい 事務」を管理し、国民背番号制でイニ に対する何の法制度の提言もないまま 然、「住民基本台帳番号」構想を発表 番号制」の検討や、厚生省による年金 して、自治省は自分のところが「付番 にである。これは、大蔵省や厚生省の したのか。 しかもプライバシー の侵害 されてきた。しかし、自治省はなぜ突 これまで、政府税調による「納税者 国民

摘し、かつ、それらを検討・研究し国 らない。 民の前に明らかにしていかなければな してPIJは、次のような問題点を指 この自治省の役人の勝手な動きに対

た背景。 ないまま突然国民に明らかにされ 自治省構想が、何の法的裏付けも

年金番号一元化やいわゆる納税者 化・住民の利便性」は、ほんとう 共通番号制による行政の「効率 おそれはないのか。 二重、三重の番号制が導入される 番号制との関係はどうなるのか、 に期待できるのか。そしてこれら

民に向けて報告していかなければなら

私もそう考えている一人である。

範な問題点を研究・検討し、急いで国

、お上意識の強い日本で、プライ 格な利用制限は可能か。 バシー 保護の確立や共通番号の厳 問題点と、バランスがとれるのか。 すべて管理することにより発生する の「利点」と、国民の情報を行政が

考えられるのか。 体的な問題点はどのようなものが 「番号カード」の交付と利用の具

のか、 平や全所得の総合課税が実現できる 号制とはどのような制度か、自治省 違いは何か、 などが考える「共通番号制度」との ろう。たとえば、 IJは、政府税調などが考えている 明確に理解されていない。そこで、P て問題点を明らかにしていく必要があ ちがい、あるいはそれぞれの問題点が 治省が考えるような国民背番号制との の間では、いわゆる納税者番号制と自 のように保障すべきか、等々である。 納税者番号制」についても、あわせ PI」は、「 共通番号構想」 の持つ広 納税者のプライバシー 権はど ほんとうに課税の公 本来の納税者番

さらに、マスコミ報道や一般の国民

号管理の主導権をとりたいのである 想である。何としてでも自治省が番 けよう、利用方法は後から考えれば もないことになってしまう。 番号制」は大きな迷惑である。しか 国民に何の利益にもならない「総背 う。行政内部の利権争いは勝手だが、 よい、初めに番号ありき』、という発 も、ただ迷惑だとばかり言っていら 自治省構想は、『まず統一番号を付 実際に導入されたらとんで

玉 しし 民 5 背 番 な 号 しし は

自 治省構想の 危 険 性

東 京 都 平 野 信 吾

"化」を唱い文句に、「すべ化と行政サービスの効率

治省は「行政の高

度

ョ 治 省 の 共 通 番 号 構 想 を 読 ん で

たい。 治省構想への反論の一つとしな側面をいくつか指摘し、自国民総背番号制のもつ危険

個人情報は金になる

用しているかが解る。 手軽な、商売、である。 有料利用させることは、 ている。 個人情報のデータベ 情報を集められる時代になっ えば、「インターネット」など である。 なっていることは周知の事実 業界団体の名簿など、 がいかに個人情報を収集・利 を通じて、世界中から必要な コンピュー タ・ネットワーク あらゆる名簿が売買の対象と スを作り、パソコン通信で また、パソコンを使 ┏日のように送られて ルを見れば、 くるダイレクトメー ありと 大学や 今や

スし、個人の基本情報と照合治省のコンピュータにアクセが必要となる。それには、自側は、本人確認のための照合場面では、番号を提示された号を使用する(させられる)号を使用する(させられる)国民総背番号制の導入され国民総背番号制の導入され

行うであろうことは疑う余地がない。治省自らあるいは外郭団体を設立してを生むこの、照会サービス、を、自することが手っとり早い。莫大な収入

しまう。 護の重要性など簡単に押しつぶして 経済的動機は、プライバシーの保

の低下をもたらす背番号は行政サービス

ために、逆に行政コストは上がってために、逆に行政コストは上がっている。 快適な生活環境や自然環境、ある。 快適な生活環境や自然環境、ある。 快適な生活環境や自然環境、ある。 快適な生活環境や自然環境、ある。 快適な生活環境や自然環境、ある。 快適な生活環境や自然環境、ある。 快適な生活環境や自然環境、ある。 快適な生活環境や自然環境、ある。 快適な生活環境や自然であるかもしまた背番号制によって行政サービスの無い。番号は何一つ解決も改善している。 ところが膨大な導入コストやランニングコストは上がっては管国民背番号は、行政にとっては管国民背番号は、行政にとっては管

肥大化する。 ために事務量が増加し、行政が一層しまう。さらに、番号管理と運用の

にもなりかねない。削られ、行政サービスが低下することそのため、福祉や住民向けの予算が

利用者は回りの人の視線を気にしいうメッセージが流れたりする。というよが、ある公共施設を利用しよいとれないという場合のチェックを満たしていないという場合のチェックを満たしていないという場合のチェックを満たしていないという場合のチェックを満たしていないとそのサービスをあれてける。すると「あなたは市民税が行政サービスを受けることを判制"する方向に働く。ある条件がおいです。すぐに納めて下さい」と

背番号は社会的差別を助長する

消極的な内容ではない。

プライバシ

を人に知られたくないというだけの

ブライバシー 権とは、単に、秘密

い社会を招く。 りなく0に近くなるという、恐ろし るシステムは、プライバシー権が限 どによっても社会的差別をされるべ には分らない過去の行為や、 も含んでいる。人は、人種や性別と るべきではないという大きな権利を または個人的な差別を受けるかもし て個人情報がたちどころに集められ きではない。しかし、背番号を使っ いった目に見えるものの他に、 れないような個人情報は、他人が知 権は、 知られると様々な社会的な、 出身な 直接

別はさらに助長される。決である。そうでなければ社会的差社会的差別や偏見を無くすことが先国民一人一人に番号を付ける前に、

説的で不快な空想が頭に浮かぶ。なものになってしまう社会、そんな逆ことによって差別そのものが無意味され、プライバシーが丸裸にされる全ての国民の個人情報が「公開」

背番号は新たな犯罪を生み出す

は番号カードを持って犯罪を実行す減少にも役立たない。悪質な犯罪者効果を発揮する。しかし背番号によいおいて、本人確認の手段として一番において、本人確認の手段として一番が犯意も無く犯す法規違反の「捜査」が組入

ヒトは番号化され単なる゛デ 高度に情報化された社会では、

として処理される一方

テータは一人歩きを始める。

国民相互が監視する社会、すなわち

個人情報をすべて国家があるいは

ネットワーク化される。 この タは社会の隅々にまで普及し、

しかし、いずれコンピュー

治 省 の 共 通 番 号 構 想 読 h で を

るほど、それほど間抜けな人種 ではないからである

っと重大な問題が予

罪」が生まれる可能性もある。 偽情報の提供など、新たな「犯 他人の背番号の不正使用や虚 といった問題である。 人情報の不正利用、不正流出 測される。 使って収集された個 背番号を また、

犯罪の゛ 性を理解しにくい。 状が見えにくいものである。 タがコピーされたりといった、 たり、電子化された研究デー 銀行の預金が勝手に送金され たりする従来の犯罪と違い、 直接人間が殺されたり傷つい は重大な社会問題となってい は、その被害の大きさや危険 て、「情報」を対象とした犯罪 すなわち、一般の人にとっ 現在でもコンピュー 夕犯罪 しかもこの種の犯罪は、 被害者: や犯罪の惨

> 徹底した管 理と監 視 は

人間にふさわしい社会か

喋ったりする。 その人物がどこに住もうとどんな職 まう。データのかたまりが歩いたり く、「 データのかたまり」 になってし とを意味する。つまり、人は人でな 業に就こうと、ずっとついて回るこ ಠ್ಠ 行政(国家権力)が国民を監視す これは、その個人のデータが、

ある。 ない。男女の関係もまたしかりで らなくなる。これでは友情も生まれ ばパソコンを叩けばよい。 響する。 ある人のことを知りたけれ にし心をふれ合わすということがい 交わし、自分を語り、感情をあらわ 話したりする必要がない。 これは必ず人間同士の関係にも影 酒を酌み 聞いたり

境とは言えない。 自由に人間らしく生きるための社会、 監視社会は人間にふさわしい社会環 ある。国民総背番号制によるデータ 精神的自由のある社会が必要なので 自然環境や生活環境ばかりではない。 人間が生きるために必要な環境は、

情報プライバシーは風前の灯火で それは、

にほかならない。

新たな時代の、

全体主義国

玉

目的に利用される共通番号である。 い番号で、 国民に統一的に付けられた重複しな 国民背番号というとき、それは、全 利用される番号が共通番号である。 対して、複数の管理目的に共通して 利用される限定番号である。これに の番号は、 理に番号が使用されている。それら 限 番号なしに現代社会は成り立たな およそありとあらゆる情報の管 定 番 なおかつ複数の分野で多 ある管理目的に限定して 号と共 通

言える。 帳番号は、 今回の自治省構想の住民基本台 国民総背番号の典型と

のためにはその方が良い。 のままでも、、プライバシー させてはならない。行政の効率は今 共有のアクセス・コードとして利用 た、多数の個人情報データベースの どんな番号であれ、多目的に、ま 危険なのは共通番号なのである。 の安全

わ IJ

お

実際の戦争で使うことができないと の いう無意味さゆえに、今では、廃絶 歩みは遅々として進まない。 方向に向かっている。しかし、 あれほど有効と思われた核兵器が、 そ

> 逃げ場のない閉鎖社会である。 からも四六時中監視される、何人も いても、廃止するのは困難である。 民がその無意味さや危険性に気がつ 総背番号制も一度導入されると、 公平を理由に、 データ監視社会は、行政からも隣人 行政の効率化や犯罪防止、課税の

犯罪的である。 繋ぐようなことは、 国民を見えない鎖で そのこと自体が

「 共通番号構想 」に関する原稿募集のご案内

- CNNニューズ編集部では広く一般の方々から、 プライバシー問題に関する原稿を募集しています。
- ご自分の考え、体験、希望などを800字以内をメドにお書き ください。
- 原稿には必ず住所、氏名、電話番号をお書きください。 寄せいただいた原稿は、編集会議の決定により掲載するこ とになります。なお、原稿は返却できませんので、 場合はコピーをお取りください。
- 宛先は、PIJ 事務局CNNニューズ編集部。

© 1995 PIJ

Watch Series1

合の問題点を報告します。「共通番号」と結びついた場データベース」の概念に続き、前回の「分散型ナショナル・

ニ なぜ国民背番号

共通番号) なのか

見にような。 を利用して各所のデータベースに入 を利用して各所のデータベースに入 けられた番号(統一個人コード番号) とりに重複することのないようにつ め率的に行うためには、国民一人ひ 効率的に行うためには、国民一人ひ 本の相互利用を

らっているためでもある。 いでいるためでもある。 とって、、分散管理型の包括的なナスでいるためである。また、これにえているためである。また、これにえているためである。また、これにえているためである。また、正と考するデータベースを、国民背番号であずるデータベースを、国民背番号であずるデータベースを機関が、行政に基づいて各所に分散した形で設置に基づいて各所に分散した形で設置に基づいて各所に分散した形で設置に基づいて各所に分散した形で設置に基づいるためでもある。

西民背番号制の導入(2)政府のナショナル・データベース構想と

KSK(国税総合管理)システムと番号制問題は不可分

システムなのかなぜKSK

四

型のものである。

ここまで述べると、KSKシステムの開放のシステムとリンケージできる開放のシステムは、他の機関のデータベースとの接続を考えていない閉鎖型のシステムは、他ある国税庁のADPシステムは、他ある国税庁のADPシステムは、の計画どおりの行動といえる。従来からある国税庁のADPシステムは、他の機関のデータベースとの接続を考えていない閉鎖型のシステムは、のSI(開放型システムは、のSI(開放型システムである。

散管理型の包括的なナショナル・デ報の行政・役人独占につながる、、分まさに、KSKシステムは、国民情

けである。 ータベース』の一翼をになう存在なわ

精神的に自由な社会か五 データ 監視社会か

らず゛では済まされない。゛悪いことをしなければ恐れるに足゛このような状況は非常に危険である。

なぜならば、現在のような密室行

が国が、データ監視社会、にならなが国が、データで、スを映討する際には、わわめて難しい状況にあるからである。ドからはそれをチェックするのはきドからはそれをチェックするのはきいからはる行政・役人がデータベースとになる行政・役人がデータベースとになる行政・役人がデータベースを悪用しても、国民情報を独占する政のもとでは、国民情報を独占する

〝 脣挿引に引引に上糸~ にずっこうとが大切である。 いようにするための方策を考えるこ

「一つ満足にできない状況にある。 しかし、残念ながら今の立法府は、ることは、国会議員の仕事である。 ることは、国会議員の仕事である。 本来、国民の「知る権利」やプラーを来、国民の「知る権利」やプラーを来、国民の「知る権利」やプラーを来、国民の「知る権利」やプラーを来、国民の「知る権利」やプラーを対象がある。

なっている、(共通番号)制の強行を許す素地にもSKシステムの導入、国民背番号ベースの形成、その一端としてのKベースの形成、その一端としてのKによる包括的なナショナル・データこうした状況が、行政・役人の手

する必要がある。保の視点から、徹底した議論を展開のあり方について、市民の人権の確国民情報を独占する仕組みそのもの現在進められている、行政・役人が現在進められている、行政・役人が

抜いた上で議論を展開する必要がある。議論にまどわされることなく、本質を見申告書式の採用等々、 のレベルでのテムの導入はOCR対応のA4型のまた、税の専門家も、KSKシス

PIJ Watch Series2

市民団体を支える法人

人制度

税制を考える(2)

なぜ、わが国でNPO・NGO活動は必要か

活動の必要性について考えます。(ならにわが国でのNPO・NGOのは織からの自立』です。前号に引き組織からの自立』です。前号に引きるいが国でのNBO・NGOかどうかの第一の判断基準は、『非政府性=政府

前号から続く NPO・NGOの活動とは何か

非営利性」とは

真のNPO・NGOかどうかについ 真のNPO・NGOは、本来の活動資 を行ってはならないということではな を行ってはならないということではな を得ることをねらいに、出版物やグ をを得ることをねらいに、出版物やグ が、の販売など副次的に収益活動 である。 非営利性」とは、収益活動 である。 非営利性」とは、収益活動

「分配禁止の要件(Non-distributionや会員などに分配してはならないといや会員などに分配してはならないといいのである。 アメリカなどでは、 のことである。 アメリカなどを、適正 PO・NGOの活動資金などを、適正 Pの・NGOの活動資金などを、適正 非営利性、の真の意味は、まず、N

oconstraint)」と呼ばれる。次に、NPO・NGOの施設などを、その役員などが個人の利益をはかるために流用しどが個人の利益をはかるために流用してはならないということである。アメの対すさい。

大部から、、非営利性、の基準に触外部から、、非営利性、の基準に、NPO・NGOの活動・財務内容の透明化、開示など、ア動・財務内容の透明化、開示など、アリ断できるようにすることは重要である。この基準は、NPO・NGの制造を容易に対象がある。

「ボランタリー」とは

真のNPO・NGOであるかどうかの判断基準として「ボランタリー」、の判断基準として「ボランタリー」、の判断基準として「ボランタリー」、自発性」の有無があげられる。これは、NPO・NGOの活動資金が、これは、NPO・NGOであるがとうか

従来、わが国の企業財団や外郭団

るのは、こうしたことも一因である。 いっぱ、ボランティア団体。といわれては、ボランティアとして、労力。 では、ボランティアとして、労力。 をいしは、時間。の提供、つまり自 発的な「役務の寄付」も奨励してい 発的な「役務の寄付」も奨励してい 発的な「役務の寄付」も奨励してい のが、ボランティアとして、労力。 をいしは、財産。の形で自 発的な「役務の寄付」も受励してい のが、ボランティア団体。といわれ をいしは、財産。の形で自

由といえる。

・おが国では、「役務の寄付」の形にのいる。これは、質動(ボランティア活動などに参加できる余的に改善されてきた生活、それに伴いに盛んになってきている。これは、質動(ボランティア活動などに参加できるに伴いる。

しきりに、゛ボランティアのすすめ゛生省、さらにはそれらの外郭団体が、である。とりわけ、近年、文部省や厚ら完全に払拭され得ていないのも事実労奉仕゛のイメージが、市民の脳裏か奉公゛精神のもとで強要された、゛勤

PIJ代表 石村耕明日大学教授

治

る市民も多いものと思われる。 をダブらせ、活動に消極的になってい も、かつての、勤労奉仕、のイメージ 社会貢献活動への参加の推進運動に対 し、かつての、勤労奉仕、のイメージ をがびらせ、活動に消極的になってい を別している。活動を点数評価し、入

択し参加できる形の方が健全といえる。なプログラムを組み、市民が自由に選やはり、真のNPO・NGOが多様

日本にとり

NPO・NGOの意義とは何か

ながりかねない。

国内外のさまざまな課題への対応に国内外のさまざまな課題への対応ににいます。 まい。 まい。 しかし、価値観が多様化し、複雑い。 しかし、価値観が多様化し、複雑の役割が重要なことはいうまでもない。 しかし、価値観が多様化し、複雑の役割が重要なことはいうまでもないでは、第一セクター(政府部門)

上に拡大していく政策に対してコンセからもわかるように、政府部門を今以が、幅広い支持を得ている。 このこと府部門のリストラ」などのスローガン近 年、「小さな政府」あるいは「政

理由の一つがある。PO・NGOに大きな期待を寄せるに、多様な課題に柔軟に対応できるNと思われる。まさに、こうしたところと思われる。まさに、こうしたところンサスを得ることは容易ではないもの

が大きな役割を演じている。映させていく上で、NPO・NGO現実の政治ないしは政党の政策に反市民の多様な声をくみとり、これをる。こうした体制のもとにあっても、党・民主党という二大政党体制にあ用知のとおり、アメリカは、共和

責亟りこふえ産重加ら当責省重加、 はするNPO・NGOとは異なる。 Welfare Organization)」といわれる団体である。これら政策提言型市民団体である。これら政策提言型市民団ないしは「社会活動団体(Socialないしは「社会活動団体(のではして、政策提言型市民団体ー般に、「政策提言型市民団体

自社中心の連立政権の出現など、アー方わが国も、小選挙区制の採用、

という面でも重要である。 という面でも重要である。 という面でも重要である。 こうした政治体制にあっては、 をはかるためにも、わが国でも、ア 存をはかるためにも、わが国でも、ア 存をはかるためにも、わが国でも、ア が関でも、ア が関でも、ア が関でも、ア が関でも、ア が関でも、ア が見を尊重し多元的な価値の共 が表。 さらにNPO・NGOは、 がえる。まさに、 がえる。まさに、 があるような多様な政策提言 がえる。まさに、 がえる。まさに、 がえる。まさに、 がえる。まさに、 がえる。まさに、 があるような多様な政策提言 がえる。まさに、 があるような多様な政策と があるような多様な政策と があるような多様な政策と があるような多様な政策と があるような多様な政策と があるという面でも がある。まさに、 がある。まさに、 がある。まさに、 がある。まさに、 がある。まさに、 があるという面でも を育成することは急務と

国連は、人権問題などについては、 とのからも意見を聞くことになっている。これは、政府代表がとかく自国の利益のために国連を利用しがちになることへの対策である。各国のNPO・NGOには、国連・社会経済を得た上で、「国連NGO(ECOSOC)との協議資格を得た上で、「国連NGO(ECOSOC)との協議資格を得た上で、「国連区の人」として国連会議へのオブザーバー出席など、さまざまのオブザーバー出席など、さまざまのオブザーバー出席など、さまざまのオブザーバー出席など、さまざまの利益のとれている。

制服を着ていないヒトの派遣である。とモのつかないカネの拠出とともに、くの発展途上国が期待しているのは、また、国際貢献の面で、わが国に多また、国際貢献の面で、わが国に多いても、わが国は、経済大国、NGいても、

NGOの育成は急務といえる。なるためにも、わが国でのNPO・まさに、国際社会で信頼される国に

どう構築するか活動を支える制度を

の天下りを受け入れ、

外郭団体;

化

で設立を許可したりしている。

した財団法人には、五千万円の基金

整えることは急務といえる。 制を再点検し、バックアップ態勢を ばならない。このための法人制度、税 財政的基盤がしっかりしていなけれ び活動できるためには、その組織や び PO・NGOが国内外で伸び伸

参照されたい。
ル・ジャパン(PIJ)試案〕』 も、綱〔プライバシー・インターナショナ掲載した『民間非営利法人法案要掲載した『民間非営しては、本紙になお、この章に関しては、本紙に

現行法人制度外郭団体作りがねらいの

可を得なければならない。 (住意団体, である。NPO・NGOが組織的にしっかりするためには、民法34条のもとで設立が認められる民法34条のもとで設立が認められる民法34条のもとで設立が認められる民法法人」) になることが考えられる民法法人」) になることが考えられる (以下付意団体, である。NPO・NGOの多くは

ある。たとえば、財団法人になるた明かつ恣意的に行使されているのでこの設立許可権が、まったく不透

である。また逆に、主務官庁の役人をしたりしていることは、その一例るよう高いハードルを設け行政指導めには、五億円程度の基金を準備す

認めている例に倣うわけである。とでマンション管理組合に法人格を一案である。現在、区分所有法のもき市民団体に法人格を付与するのもを制定し、その中で準則主義に基づあるいは、市民活動促進法(仮称)

意団体』である場合も、、民法法人NGOの「本来の活動」には、、任活動を行っている。こうしたNPO・YPO・NGOは、自然環境の保税のよりを通じた活動助成の必要性

然といえる。(社団法人・財団法人) である場合に対対していないことから、むしろ当ら、法人税などの税金はかからない。

といえる。といえる。といえる。といえる。といえる。従って、いかに多くの上に、ヒモつきの資金』をもらわな上に、ヒモつきの資金』をもらわなつためには、行政や企業から必要以のためには、行政や企業から必要以

その果実である所得に対し通常の法 減税率(27%)で課税され、 以下の所得には28%)で課税される。 かかる。任意団体である場合には、 動は、「収益事業」と呼ばれ、 いるケースが多々ある。 こうした活 したり、有料でサービスを提供して の出版や商品を製造しそれらを販売 動にあてる資金をかせぐため、書籍 〔27%〕まで無税で本来の活動に充当 一方、民法法人である場合には、軽 人税率(37・5%、ただし八百万円 益事業で上げた所得を一定割合 NPO・NGOの中には、 本来の活 税金が しかも

た個人の税金は安くならない。

を容易にするか、さもなければ、任意GOの財源確保のためには、法人化らかに優遇されている。NPO・N税取り扱いにおいて、民法法人は明元のように、収益事業をめぐる課このように、収益事業をめぐる課

取り扱いを保障する必要がある。団体に対しても民法法人と同等の課税

動に支障をきたす恐れも強い。をやり、欠損を出し、逆に本来の活である。しかし、慣れない収益事業するために収益事業をやるのも一案

こうしたことを考えると、やはり、

っている。したがって、寄付を出し を募る方が無難といえる。 とさに控除できないのが原則とない。現行の税法のもとでは、個 とうかは、税制のあり方も大きく影響する。現行の税法のもとでは、個 とうかは、税制のあり方も大きく影とうが任意団体や民法法人に出した寄いを ときに控除できないのが原則となるときに控除できないのが得税を計算するときに控除できないのが原則とないであっては、少額

おけていたであるが、正成がおいてのかられ、税金が安くなるのは、きが認められ、税金が安くなるのは、きがされば、控除税金を支払った残りの金銭の中から寄税金を支払った残りの金銭の中から寄税金を支払った残りの金銭の中から寄

厚生省を主務官庁とする「肺がんのに出した寄付金である。たとえば、定公益増進法人」、通称「特増法人」)する活動をしている法人(「特主務官庁から「公益の増進に著しく主務官庁から「公益の増進に著しく

まで所得控除ができる。 度額(所得の25%マイナス一万円)個人がこの会へ寄付すれば、法定限子供を守る会」は特増法人である。

られたのは、数えるしかない。 りの・NGOで特増法人の認定が受けたれたのは九四九法人である。 は除外されている。一九九三年一〇 は除外されている。一九九三年一〇 は除外されている。一九九三年一〇 は除外されている。一九九三年一〇 はいがあるものに限られ、任意団 などが外郭団体である。 かも、ほとんどが外郭団体である。 かも、ほとんどが外郭団体である。 かも、ほとんどが外郭団体である。 かも、ほとんどが外郭団体である。 かも、ほとんどが外郭団体である。 かも、ほとんどが外郭団体である。 かも、ほとんどが外郭団体である。 かも、ほとんどが外郭団体である。

も一因といえる。

このようこ、見守り寄すを説訓す、ことから、認定対象にすらならない。く寄与」する活動とみなされていないて、人権擁護 が「公益の増進に著して、人権擁護 が「公益の増進に著しる人権NPO・NGOとして草分け的務官庁=法務省)」は、わが国における人権 NPO・NGOとして草分け的

る政治家や市民の側にも大きな責任が策の決定を全面的に任せてしまってい錯誤的な認識よりない役人に、租税政体 = 反政府団体、といった程度の時代になっていない。これは、、市民団におったく身近なものこのように、現行の寄付金税制は、このように、現行の寄付金税制は、

るコンセンサスが得られていないことの が開を通じこうした活動に、対価」を が一たといえるにもかかわらず、寄付金 が一たといえるにもかかわらず、寄付金 が一たといえるにもかかわらず、寄付金 が一たといえるにもかかわらず、寄付金 が一たといえるにもかかわらず、寄付金 が一たといえるにもかかわらず、寄付金 が一たといえるにもかかわらず、寄付金

で行う公的資金の配分の場合とは異なり、 で行う公的資金の配分方法は、合理的 である。公的資金の配分システムの民 でれにもつながる。また、補助金の形 である。公的資金の配分システムの民 である。公的資金の配分システムの民 である。公的資金の配分システムの民 である。公的資金の配分システムの民

もつながる。
もつながる。
もつながる。
もつながる。
もつながる。
もの集まりは活動内容の良し悪しにかなり作用されることになるから、第三との集まりは活動内容の良し悪しにかい。
また、寄付とが増えれば、活動財源の多様をつながる。

動一般。に拡大する必要がある。同時象を、人権の保護(など、社会貢献活である。また、政令を改正し、認定対意団体も認定対象に含めることも一案人、から、特増団体、制度に改め、任といえる。この場合、現行の、特増法といえる。この場合、現行の、特増法といえる。

必要がある。に認定手続の・簡素化透明化をはかる

点であることはいうまでもない。
、特増法人、制度の抜本的改革が原
の参加費用の寄付金控除を可能にする
年末調整で寄付金控除を可能にする
の参加費用の寄付金控除を可能にする
の課題はある、それらは、「指定寄付
の課題はある、それらは、「指定寄付

ਰ 7

O の 信用、 はかるためには、市民の自発的な活 恒久的な組織、優れた人材、社会的 税制に対する批判が高まってきてい とした民法法人制度。 これを支える 行の官主導の外郭団体作りをねらい 動を基調とした多様なNPO・NG 意見を尊重し多元的な価値の共存を レベルでの国際社会への貢献、 ことは、最優先の政策課題の一つと きるよう法人制度、 る。 市民主導の NPO・ NGOが、 して取り組まれなければならない。 生活者優先の社会の実現、 さらには財政的基盤を確立で 存在は必要不可欠である。 税制を整備する 草の根 少数

「武器」巻表しあたってで見れる形式を表しました。

プライバシー・インター ナショナル・ジャパン (P-J

一九九五年二月一五日

守るための非政府団体 (プライバー J) は、" プライバシー ヨナル・ジャパン (P ーライバシー・インターナシ

ったNGOでもある。 り)は、フライバシーの機関、個人との交流・協力を通じて、市民サイドからわが国のプライで、市民サイドからわが国のプライで、市民サイドからわが国のプライで、市民サイドからわが国のプライでもでは織され、シンクタンク機能を持むで組織され、シンクタンク機能を持ちている。データ監視を守るための非政府団体(プライバシーのたNGOでもある。データ監視を守るための非政府団体(プライバシーを守るための非政府団体(プライバシーを守るための非政府団体(プライバシーを守るための非政府団体(プライバシーを守るための非政府団体(プライバシーを守るための非政府団体(プライバシーを守るための非政府団体(プライバシーを守るための非政府団体(プライバシーを守るための非政府団体(プライバシーを守るというという。

真の第三セクター (ボランタリー・セ利団体) の育成をはかり、層の厚いは、行政や企業から自立したNGO貢献活動を支援・活性化するために貢献活動を支援・活性化するために反映させたり、市民の自主的な社会

要不可欠である。 クター)の形成に努力することが必

上の対応をすることも重要である。源を容易に確保できるように、税制が、補助金など公的な資金に必要以また、法人化を容易にすることである。の法人化を容易にすることである。要なものの一つが、NGOやNPOま考えられる。それらのうち最も重ま考えられる。

わち、現在の制度を前提とする限り、できない仕組みになっている。すな行政(第一セクター)の支配・監視のもとでは、「主務官庁制度」があり、が存在している。しかし、この制度法人(社団法人・財団法人)制度」があり、この制度」があり、このは、「民法のもとでの「公益組みとして、民法のもとでの「公益ーに属する団体の法人化のための仕りが国には、従来から第三セクタ

のような姿で存在し にならざるを得ない構 にならざるを得ない構 にならざるを得ない構 は、行政補完型あるい は、行政補完型あるい は、行政主導型の「外郭 は行政主導型の「外郭 は行政主導型の「外郭 は行政主導型の「外郭

り方について検討を進めてきた。 い方について検討を進めてきた。 で、入間環境の保全、人権の擁護、人間環境の保全、人権の擁護、人間環境の保全、人権の擁護、人間環境の保全、人権の擁護、人間環境の保全、人権の擁護、人間環境の保全、人権の推護、人間環境の保全、人権の擁護、人間環境の保全、人権の擁護、人間環境の保全、人権の強調を進めてきた。

との結論に至った。 新たに導入することが妥当である、づく民間非営利法人制度〔仮称〕をのない準則主義(不干渉主義)に基人〕制度とは別途の、主務官庁制度現行の公益法人(社団法人・財団法現行の公益法人(社団法人・財団法

人等」とみなすとともに、特定公益適格非営利法人を、課税上、「公益法」また、財政支援措置の一環として、

の結論に至った。そして検討結果を、 急に改善が図られる必要がある、と

民間非営利法人法案要綱 (プライバ

増進法人の認定 (承認)を受けた適 簡素化なども必要不可欠であるとの 現行の特定公益増進法人制度の認定 増進法人の認定 (承認)対象とすべ 討委員会は、こうした点について早 展にとり、必要不可欠なものである。 寄付金控除の対象に含めることなど として参加した際に支出した費用を、 格非営利法人の活動にボランティア 結論に至った。ちなみに、特定公益 きであるとの結論に至った。さらに、 〔承認〕要件の緩和・合理化、手続の NGO・NPO法人制度・税制検 (真の第三セクター)の健全な発 わが国のボランタリー・セクタ

れることを切に望んでいる。 非営利法人法 解を得て、できるだけ速やかに民間 のPI」試案の内容が広く大方の理 ので、本日公表することにした。こ 月一四日の運営委員会で承認された このPI」試案は、一九九五年二 (仮称)として実現さ

民 · 利 法 細

プライバシー・インターナショナル・ジャパン (PIJ) 試案 九九五年三月一四日運営委員会承認

P | J | J | J N G O NPO法人制度・税制検討委員会

第一〔趣旨〕

たに民間非営利法人制度を設ける。 団体の法人化を促進するために、 の多様な活動を支援する民間非営利 救援など社会貢献を目的とした市民 人権の擁護、国際援助・協力、災害 社会福祉の増進、 人間環境の保全、 新

第二 [法人格の取得]

ン〔PIJ〕試案)』としてとりまと シー・インターナショナル・ジャパ

り、その主たる事務所の所在地にお 営利法人」)となることができる。 いて登記により法人 (以下「適格非 数による総会の決議により定款を定 営利団体は、会員三分の二以上の多 社会貢献活動を目的とする民間非 かつ、政令の定めるところによ

第三〔定款記載事項

ばならない。

定款には、次の事項を記載しなけれ

名称、代表者 事務所の所在地

> 財務・会計に関する事項 役員に関する事項 会員に関する事項

年次報告書の公開に関する事項 その他法人の運営に必要な事項

する事項

第四 〔適格非営利法人の 課税取扱い

税上、公益法人等としての課税取扱 いを受ける。 格非営利法人は、 国税及び地方

第五〔特定公益増進法人制度の適用〕

できる。 人は、 載し、特定公益増進法人(以下 「特増法人」)の申請を行うことが 設立後一年を経た適格非営利法 所定の書式に必要事項を記

が確定するまで、効力を生じない。

分に対する争訟手続に係る最終判断

- 目的及び活動事項
- 総会・役員会に関する事項
- 解散に伴う残余財産の帰属に関
- ていない場合。 記録等の備付け及び保存が行われ 活動内容や会計を明確にできる
- 聴聞の機会を与えなければならない。 消すことができる。 承認の取消を 認を受けた適格非営利法人(以下 に対し処分理由を書面で告知し、 行う場合には、事前に被処分法人 になったときは、その承認を取り 特増非営利法人」)が、前記4の のいずれかに該当すること

- 2 署長に行わなければならない。 特増法人の申請は、 所轄の税務
- 認されたものとする。 ても却下の通知がないときには承 ならない。申請後三ヶ月を経過し は、当該申請に対する承認又は却 下の処分を書面で通知しなければ 申請がなされた場合、税務署長
- ることができる。 当する場合に限り、 質的に営利を目的としているとみ 税務署長は、次のいずれかに該 申請した団体の本来の事業が実 申請を却下す

の経済的利益を目的としていると られるか、またはもっぱら特定者 みられる場合。

所轄の税務署長は特増法人の承

承認の取消処分は、この処

六

〔特増非営利法人の寄付受

特定口座の届出・利用〕

を目的としているなどの場合には

を受けている場合や、

明らかに営利

アカウンタビリティ(会計責任)

石村先生の写真

GO・NPOの健全 な育成の重要さを訴

(t

案』も発表され、N 案要綱・PIJ試 『民間非営利法人法

表明した。また、 すすめるとの決意を

自治省『共通番号構想』の重大な危 険性を訴える石村代表 のような暴挙を絶対許すことはできないと、 対するPIJの見解を発表。石村代表はこ 石村代表は、自治省の『共通番号構想』に 対する関心の高さをうかがわせた。 講演後 質問、PIJへの激励もあり、この問題に とが浮き彫りにされ、参加者からの熱心な がプライバシー 権に重大な影響を与えるこ 係者が参加した。講演では、『共通番号制』 れたこともあり、多くの市民・マスコミ閏 IJが今後このような動きに反対活動を

念講演会開催 PIJ創設記 三月三五月

号構想』が発表さ 自治省の『共通番 代表)」が開催され 石村耕治・PIJ 民背番号制(講師 タベース構想と国 ナショナル・デー 念講演会「政府の 館でPIJ創設記 京・新宿の農協会 た。三月早々に、

記念講演会場写真

対象となる寄付金を支出しようと 務署長に届け出なければならない。 する者は、特増非営利法人の開設 入特定口座」) を開設し、所轄の税 めの特定口座(以下「寄付金受 人は、金融機関に寄付金受入のた を確保するために、特増非営利法

三月二五日新宿農協会館でPIJ創設記念講演会開催

七(ボランティア参加費用 寄付金控除の適用 ^ の ってのみ寄付金控除ないしは損金

当該口座への払込受領証によ

なければならない。また、

寄付者

した寄付金受入特定口座を利用し

算入を行うことができる。

第

1 要な経費のうち、自己負担した分 の活動に、実質的な無償ボランテ を寄付金として所得控除を受ける ランティア活動にかかった通常必 ィアとして参加した場合、当該ボ ことができる。 個人納税者が、特増非営利法人

の通常必要な経費としては、 するものとする。なお、この場合 から参加日程等の証明書を受け取 この場合、当該特増非営利法人 寄付金控除の申告の際に提出

> が自己負担した分を寄付金として 的な無償ボランティアとして参加 が、特増非営利法人の活動に実質 所得控除を受けることができる。 にかかった通常必要な経費のう した場合、当該ボランティア活動 にする配偶者その他の親族で合計 所得金額が基礎控除額以下の者 個人納税者は、自らと生計を一 当該納税者ないしは当該親族

所得控除ないしは損金算入の

第八〔ホームスティ受入納税者に 対する寄付金控除の適用)

どを自己の家庭に受け入れた場合、そ 児、幼児、児童、生徒、学生 (留学生 て所得控除ができる。 り捨て) あたり三万円まで寄付金とし については、一ヶ月 (ただし端数は切 れにかかった通常必要な非弁償的支出 を含む)、老齢者、障害者、被災者な 滞在)プログラムの支援者となり、 として一年以内〕かつ実質的に無償の での日常的生活のための暫定的〔原則 施するホームスティ(第三者たる家庭 個人納税者が、特増非営利法人の実 乳,

を受けているなど実質的な実費弁償 納税者が、 補助金の支給

用被服費、宿泊代、通信費、 えば、ボランティア活動に参加す る際に自己負担した交通費、 食事代などがあげられる。 参加

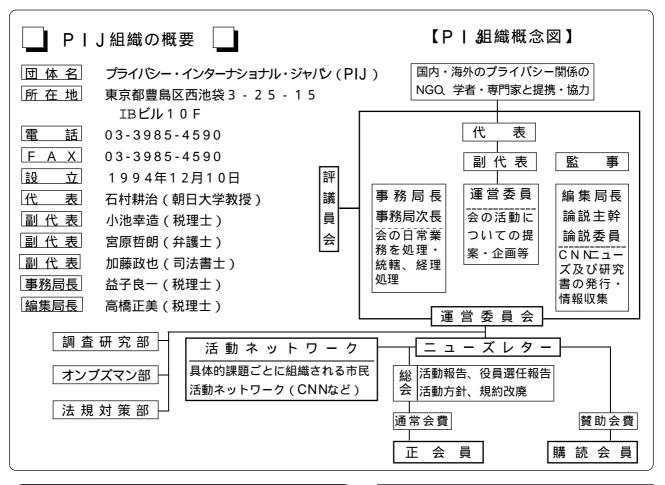
どのデイ・ケア・プログラム」、「留学 児・老齢者・障害者・家庭のない者な ームスティ・プログラム」としては、 生受入プログラム」、「被災者受入プロ などがあげられる。 グラム」、「 国際難民受入プログラム」 たとえば、「里親プログラム」、「託 その限りではない。 に関する証明書を受け取り、 特増非営利法人の実施する「適格ホ

除の申告の際に提出するものとする。 へからホームスティ 受入や滞在日数等 なお、納税者は、当該特増非営利法

第 9 〔 特増非 動 内 営利法 容 の 人の 公 開

ない。 それらは一般に公開しなければなら 備付け、 財務内容が明確になる資料(財務報 告書等) 特増非営利法人は年次報告書及び を作成し、 保存しなければならない。 主たる事務所に

の支出概況及びホームスティの受入 適用となったボランティア参加費用 寄付受入特定口座への入金状況並び 概況等の報告が含まれていなければ に当該法人が証明した寄付金控除の なお、 財務の公開にあたっては © 1995 PIJ 1995.4.30



Pしよはデータ監視社会化の防止、情報プライバシーの保護活動を推進するとともに、内外の機関、個人などとの交流・協力を通じて、市民サイドからわが国のプライバシー環境の改善・整備のための政策提言を行うことをねらい に組織された、シンクタンク機能を持つ"プライバシーを守るための非政府団体 (Privacy NGO)"です。

PIJの考え方や活動に賛同する個人は、どなたで も会員になることができます。(団体の入会は事務局 までお問い合わせください)

編

集

及

び

発

行

入会のご案内

あなたもCN N のネットワークに 入会 N た だ N た 方 に は、 このC N Nニューズ (季刊)を お送りします。

正会員......年間10,000円 対助 (購読)会員....年間3,000円 入会資料は下記までご請求ください / 03-3985-4590

郵便振 00140 4 169829 替口座 ピー・アイ・ジェー(PIJ)

プライバシー・インターナショナル・ジャパン (PIJ)

東京都豊島区西池袋3-25-15 IB **ビル**10F 〒171

Tel/Fax 03-3985-4590 編集·発行人 高橋正美 *Published by*

Privacy International Japan(P | J IB Bldg. 10F,3-25-15 Nishi-ikebukuro Toshima-ku, Tokyo, 171,Japan President Koji ISHIMURA Tel/Fax +81-3-3985-4590

NetWorkのつぶやき

・住民の番号管理論者である岩国哲人 東京都知事候補の落選、"おめでとう"。 岩国サン、都民は"企業管理もどきの 冷たい行政"ではなく"ぬくもりのある 行政"を望んでいるのですぞ。"反省"

・PIJ事務局へは本会の活動について 各界の方々から激励をいただいていま す。国民背番号に対しては、いかに嫌 悪感が市民の間に強いのか分かります。

(T